

# 児童手当について

## 1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

## 2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（一人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上～小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学校	一律10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

## 3. 所得制限限度額（平成24年度6月分の手当より）

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1



※「収入の目安」は、給与収入のみで計算していますのでご注意ください。

（注）

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

## 4. 現況届について

現況届は、引続き児童手当を受給できるかを確認するために提出が必要です。提出が必要な方には6月初旬に書類を送付しますので、6月末日までに提出してください。

この届出をされないと6月分以降の児童手当が受けられなくなることがあります。

## 5. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

（例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。